



いこい～なの

地域い～な通信

第3号

2012.11.29発行

【いこい～な】
©シンエイ/西東京市

発行：西東京市協働コミュニティ課
〒202-8555 西東京市中町1-5-1 TEL042-438-4046

第8回 地域コミュニティ検討委員会について！！

平成24年10月29日に第8回地域コミュニティ検討委員会が開催されました。

今年度4回目の委員会では、はじめに「自治会・町内会現状調査の状況報告」について報告がありました。自治会・町内会現状調査の進捗状況については、今回の地域い～な通信（第3号）の中でお知らせしています。

報告事項に続いて、「（仮称）西東京市地域コミュニティ基本方針（素案）」および「模擬事業」、「自治会・町内会ハンドブック（案）」、「自治会・町内会ガイドブック（案）」、「みんなで加入しよう自治会・町内会（パンフレット案）」、「次年度の取り組み」について検討が行われました。「（仮称）西東京市地域コミュニティ基本方針（素案）」については、パブリックコメントを行うため、修正箇所がないか内容を確認しました。また、「自治会・町内会ガイドブック（案）」では、自治会・町内会が求めるような、分かりやすく充実した内容にするため、地域課題に関する事例や情報を掲載したほうが良いなどの様々な意見が出されました。

これまで開催された検討委員会の会議録につきましては、市役所情報公開コーナーおよび西東京市のホームページで閲覧することができます。

自治会・町内会現状調査の進捗状況

様々な地域組織の中でも、住民に最も近く、継続性の高い地縁組織である自治会・町内会は、地域コミュニティの中でも、その位置付けが重要だと検討されています。その自治会・町内会について、まず、市内にはどれくらい組織が存在し、どのような活動を行っているのかなど、実態を調査をしています。

これまでの地域い～な通信でもお伝えしてきましたが、市内を日常生活圏域（北東部圏域、西部圏域、中部圏域、南部圏域）の4つに分割し、調査を進めてきました。

この度、全ての圏域の調査が一通り終了し、今後は回答をいただけていない自治会・町内会について、改めて調査への協力を呼びかけていきます。



（仮称）西東京市地域コミュニティ基本方針（素案）パブリックコメントを実施中！！

近年の社会情勢から、地域コミュニティの希薄化が問題となっており、防犯・防災や高齢者や子どもの見守りなどの地域課題が表面化しています。そのため、地域を担う組織や団体が連携して地域課題に取り組み、解決していける地域コミュニティの再構築が必要となっています。そこで、市ではその指針となる「（仮称）西東京市地域コミュニティ基本方針」を策定します。

今回、この方針について、市民の皆様のご意見をお聞きしたく、素案のパブリックコメントを平成24年12月25日（火）まで実施しております。

意見の提出方法など、詳細については市報（11/15号）または、市ホームページをご覧ください。

【知っておきたい豆知識】 個人情報保護について

平成17年に個人情報保護法が全面施行され、個人情報保護についての意識が高まりましたが、一方で、法の趣旨の誤解から名簿の作成が中止されるなど、過剰な反応がまだあるようです。ここでは、名簿を作成・配布するときのポイントについて紹介します。

①**ルール作り**・・・名簿の利用目的、名簿に載せる項目、同意の取り方、管理方法などについて話し合い、ルールを作りましょう。ルールについては、総会や会報などで会員に説明するなど、周知に努めましょう。

②**利用目的**・・・会員相互の親睦・連絡など名簿の利用目的を定め、それ以外には使わないようにしましょう。また、災害時要援護者の情報など事務局で把握しておく情報と、一般の会員に配布する名簿に載せる情報とは、分けて考えましょう。

③**本人同意**・・・あらかじめ本人の同意を得るようにしましょう。趣旨を十分に説明し、同意が得られない場合は名簿に載せないなどの対応が必要です。
※項目の一部のみ同意が得られた場合は、その項目だけ載せるなどの工夫をしましょう。
※同意を得る以外にも、本人の求めがあった場合には個人情報を削除することをあらかじめ明らかにした上で、作成・配布することができます。

④**管理方法**・・・名簿の配布先で目的に沿った利用や保管、廃棄が行われるよう、注意が必要です。名簿が外部の者に渡り、営業活動等に利用されたりすることのないよう、名簿の見やすい場所に、注意事項を明記しましょう。

次の注意事項を名簿の目立つところに記載しましょう。

- (1) この名簿は、会員相互の親睦と連絡のために利用するものであり、他の利用を禁じます。
- (2) 会員以外の人の手には渡ることのないよう、取扱いには十分注意してください。

※この内容は、東京都生活文化局発行の「地域のくらしと個人情報」（改訂第3版）から抜粋したもので、下記のホームページからご覧になれます。都民向けに、個人情報の取扱いについて解説していますので、ご参考にしてください。

東京都ホームページ

東京都の個人情報保護制度について <http://www.kojinjoho.metro.tokyo.jp/>

振り込め詐欺にご注意を！！

振り込め詐欺とは、電話やハガキなどの文書等で相手をだまし、金銭を要求する犯罪のことです。

最近、「違法なアダルトDVDや児童ポルノ等の購入者を告発する。告発を取り下げしてほしい者は期日までに必ず連絡するよ」という文書が届き不安だ。」との相談が急増しています。

このような内容の不審な文書が届いた場合には、慌てて相手に連絡しないでください。連絡を取ってしまい金銭の支払いを要求されたケースもあります。

不安をおおられても、決して相手に連絡せずに、消費者センターや周囲の人に必ず相談してください。

西東京市消費者センター

電話：425-4040（相談室直通）

受付時間：平日10時～12時、13時～16時

